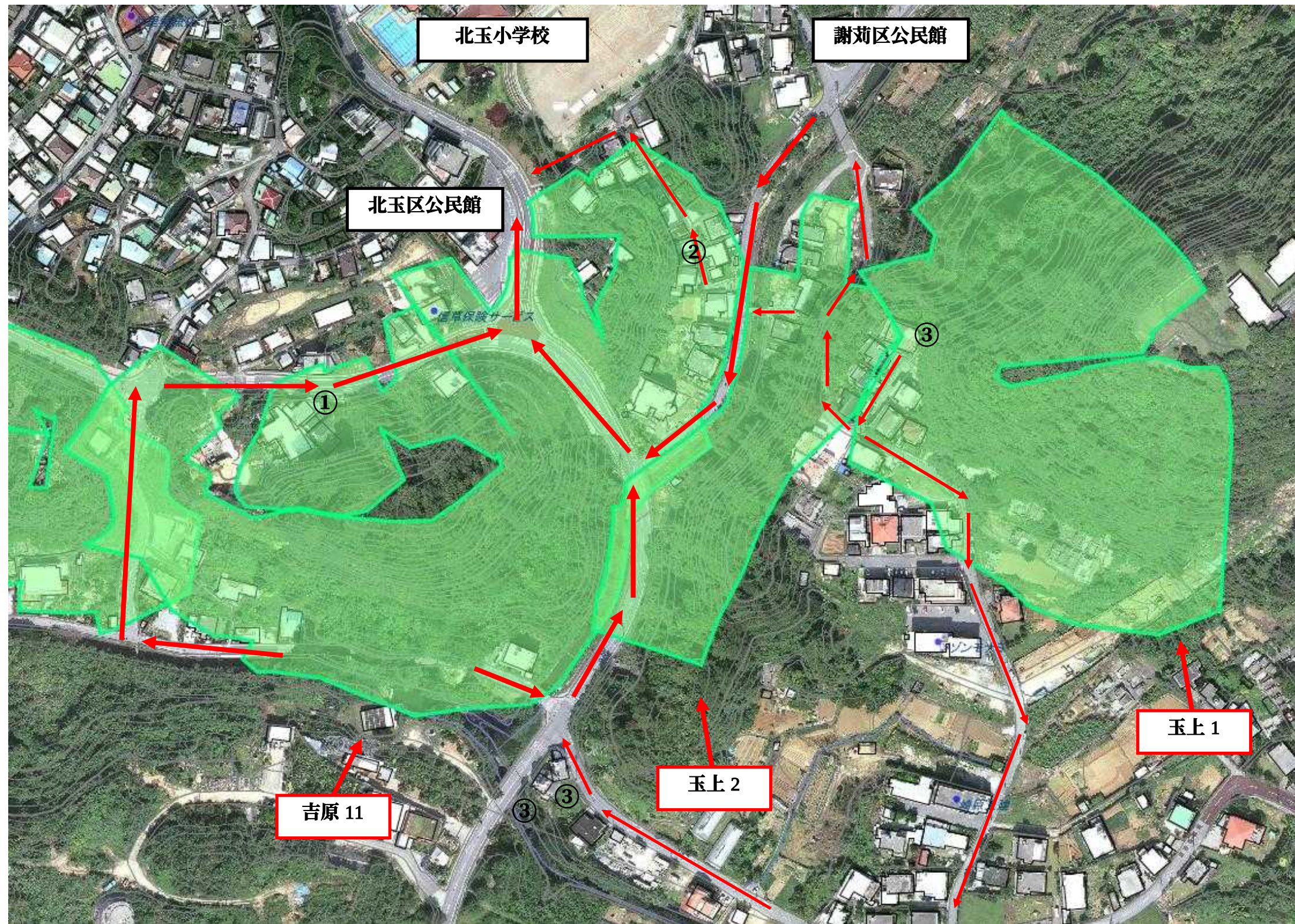




区域内箇所 ①



区域内箇所 ②



区域内箇所 ③

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※土砂災害警戒情報（沖縄県・沖縄気象台共同発表）が発令されたときは、急いで地域の公民館又は集会所まで避難してください。